平成 30年分 給与所得の源泉徴収票

					,n		_							(受	(受給者番号) 0148503										
支 払		fi			部新宿区																				
を受け	- 1	ζ <u>‡</u>	宋 油	五軒町3-17パークプリエ 楽坂102号室																					
る者	F	Ē F	14	木	ΙXΙ	0 2	· '⊃ ·	=				氏	氏 (フリガナ)ワ												
													名	名 若		若	宮達郎			3					
Ŧ		別		支	払	金	額	給与月	合与所得控除後の金				-	所得控除の額の合言			合計額								
4	給点	=	當上	-	内		^円 5638990			39688					^円 00 1138			13853	円内 円 535 189300						
(源泉)		_		T	 偶 者 (除対象扶養親加							П	16歳未満		障害者の					
	有無等		老人	控		(特別) の額		特 定		(配	配偶者を除く 老 人			< 。	<u>。)</u> その他		_	扶養親族 の数		(本人を除く 特別			。) である その他 ^{親族の}		
有 従有						円		人從人		1	h A			従人				人			<u>کا کا</u>		人		
	社会	保険料	4等の金	額	円		生命保険料の						地震保険			食料の控除額				住宅借入金等特			控除の智		
内	P										円							円						円	
(稿要)																									
' ' '																									
生命保険料	1 20	新生命保険料 の金額			円	旧生命保険料 の金額		円			養医療	# /P			円	新個人年金 保険料の金額		T		円	旧個人年金 保険料の金額			円	
の金額の 内訳	. 1										製造が							i							
住宅借入金			\金等 ※四数			居住開始年月日 (1回目)					住宅借入金等														
等特別控除 の額の内訳	10	特別控除適用数住宅借入金等			円		3日) 始年月日					控除区分 住宅借入						年末残高(1回目) 住宅借入金等) F				
	特	特別控除可能額					(2回目)		⋉					除区分 (2回目		年末残高					П	円			
(原泉・特別 控除対象),,,,	氏名							分		配偶者の 合計所得			'		国民年金保険 料等の金額		ŧ	13		旧長期損害 保険料の金額				
配偶者	[7	(フリガナ)						l 🗵	⊠		T		リガナ	1						🗵	<u> </u>			/	
	- 1	氏名						分		_	1		氏名							分					
	1.7	リガナ	1					🗵		1	į	7.	リガナ	1							<u> </u>	+			
控 除 対	F	氏名						分	-	2 2	F	氏名					分 分					/	/		
象扶	1.7.	リガナ	1							- i	^青	(フリガナ)								····· 🗵			/		
養親		氏名			分						₹ 3		氏名							分分			/		
族	[.7	リガナ	1			区				# # # # # # # # # # # # # # # # # # #		7.	リガナ	1	☑								/		
		氏名						分		_	4		氏名					5					/		
未	外	死	災	Z	本人が阿	章害者 [寡	婦	寡	勤	\perp	_	rt \^	. =0	\p r.		T			332 AA		<u>/</u>			
成	国	亡	害	ے	特	その	-	特		労	L		П	就・	退明	1	+	ı		マ 総	者 生 年	月日	1 	l	
年 者	人	退職	者	欄	別	他	般	別	夫	学生	就	職	退職	年	月	日	-	明	大	昭	平	年	月	日	
																					0	4	2	5	
		'			'	'					_				_										
支		主所 (原	롤所)	東	京都	江夏	区	新オ	卜場		Ţ	=	1 8	3番	7 -	号									
払		又は所	在地																						
者	B	名又	は名称	Ν	E C	ゾ	ح ا	-3	/ 3	ン・	1	J.	ベー	- タ	株:	式会	社	-	(電話	, 03	3-553	4-22	226		

源泉徴収票利用上の注意点

- 1.源泉徴収票のサイズは所得税法により規定されています。 ご利用の際は点線で切りとってください。
- 2.源泉徴収票を改竄(書換)利用した場合は、違法または懲戒等の処罰の対象となります。
- 3.各種手続き時の事業主印必要の有無は、提出先にご確認ください。

- 源泉徴収票に関する問い合わせ先 -

NECマネジメントパートナー 人事サービス事業部 NES担当

文書メール: 22-12230 郵送: 〒211-8601 川崎市中原区下沼部 1753(S棟 22階)

内線: 8-374-4500(外線: 03-4330-2200)

E-mail: mp-pr-reply@mp.jp.nec.com

源泉徴収票の提出先から、事業主印を求められた場合は、本紙の事業主印要求欄に必要事項を記載のうえ、上記問い合わせ先まで送付してください。

[事業主印要求欄]

左記源泉徴収票に直接押印します。切り取らないでください。

左記源泉徴収票への事業主印の押印を依頼いたします。

所属

氏名 印(社員番号:

連絡先TEL :

帳票送付先 :

(社内文書メール番号等)